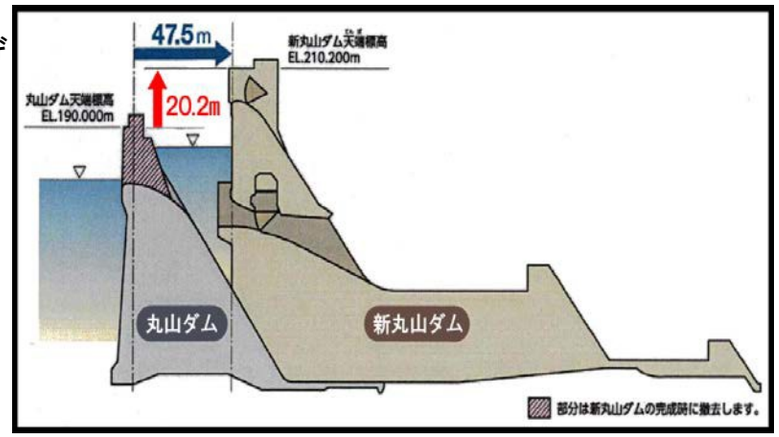
新丸山ダム建設事業 事業概要

新丸山ダム建設事業は、木曽川本川の中流部に位置する既設　“丸山ダム”を、20.2mかさ上げし、洪水を調節する能力などを高める事業です。



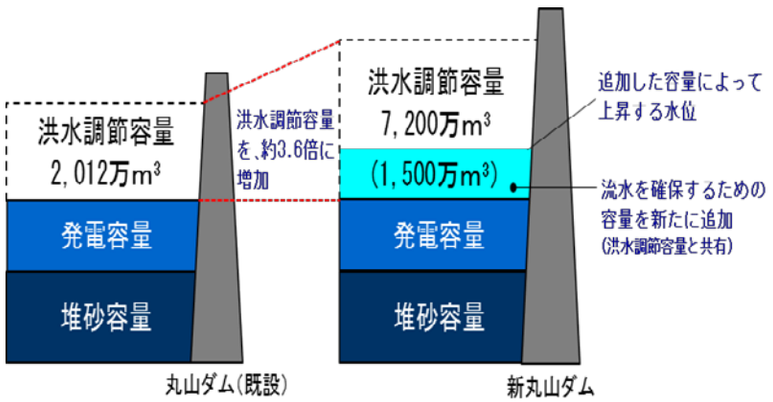


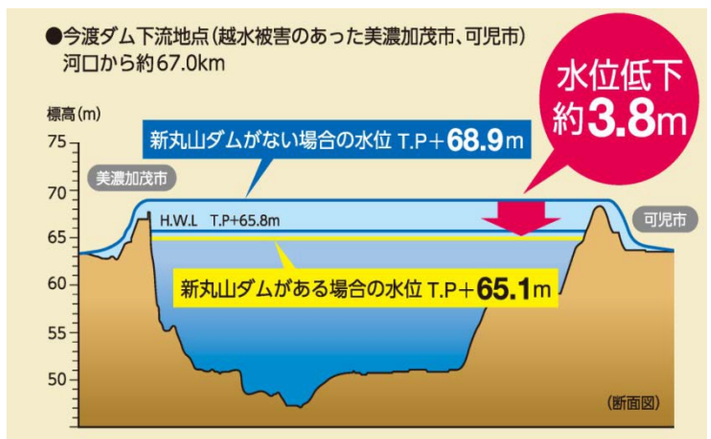
美濃加茂市の浸水状況
（昭和58年9月29日撮影）



●洪水調節

新丸山ダムの建設により、洪水を貯留する容量（洪水調節容量）を、約**３．６倍**に増加





※昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合の新丸山ダムによる水位低減効果です。
※河道内の樹木を伐採する等の河道整備を行った場合の効果を含みます。

●流水の確保

渇水の時、河川環境を守るとともに、木曽川沿川の用水の安定的な供給を図るために、必要な水を**新たに1,500万m³**確保



●発電

ダムの水位が上がることにより、発電の能力を約**１２％**向上



交通規制情報

・令和2年度 新丸山ダム本体建設第1期工事

1．新丸山ダム建設工事に関する工事車両通行や資機材等の運搬作業に伴い、当面の間通行規制を行います。

・規制区間：表面の黄線範囲
・規制期間：新丸山ダム完成までの間
・規制時間：平日、土日(祝日含む)…終日通行止め

2．新丸山ダム建設工事に関する左岸側での発破作業に伴い、以下のとおり一時的な通行規制を行います。

・規制区間：表面の橙線範囲
・規制期間：令和4年7月15日～令和6年6月頃
・規制時間：平日(12:00～12:20の間10分程度)
…一時通行止め
土日(祝日含む)…規制なし
（規制区間の安全を確認次第、規制開放を行います）

・備考：規制の有無については、以下のとおり明示します。
看板等配置箇所…丸山大橋前、井尻八百津線、
大久後トンネル東側出入口

発破に伴う通行規制（一時通行止め）の明示方法について

① 発破時間を明示します。　②通行規制の有無を明示します。



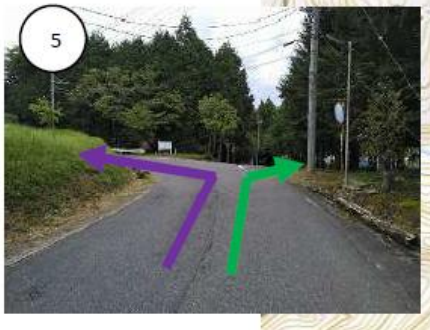
飯地町交通規制情報

【お願い】 通行止め期間中の迂回路

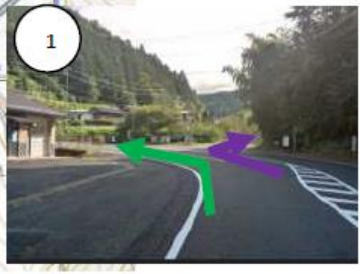
予定規制期間：R5.10.26(予定)～R6.3.29(終日通行止め)









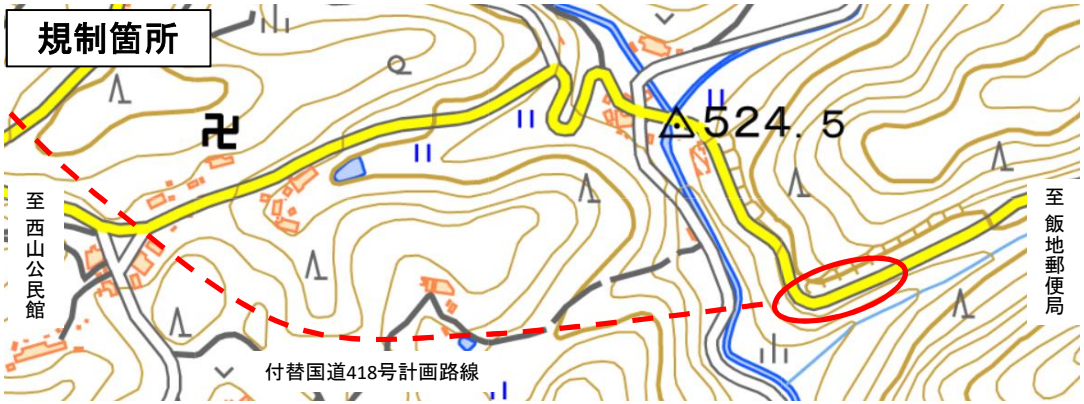




8号橋周辺交通規制情報

【8号橋の上部工事】
規制場所：県道恵那八百津線
規制内容：片側交互通行規制（終日）
実施時期：～当面の間（土日祝含む）

規制箇所



規制図



※夜間・現場休工時には交通誘導警備員を照明に置き換えて規制いたします。

付替国道418号の整備によるストック効果

①道路の安全性が大幅に向上
○道路幅の拡幅やカーブが多い山道区間の減少により安全な走行が可能

②アクセス向上
○大幅な時間短縮　A－A　供用前 約75分　A－A'　供用後 約35分　※交通状況等により異なります。
○地域資源の相互利用（人道の丘公園、飯地高原、恵那市街(中山道大井宿等)）



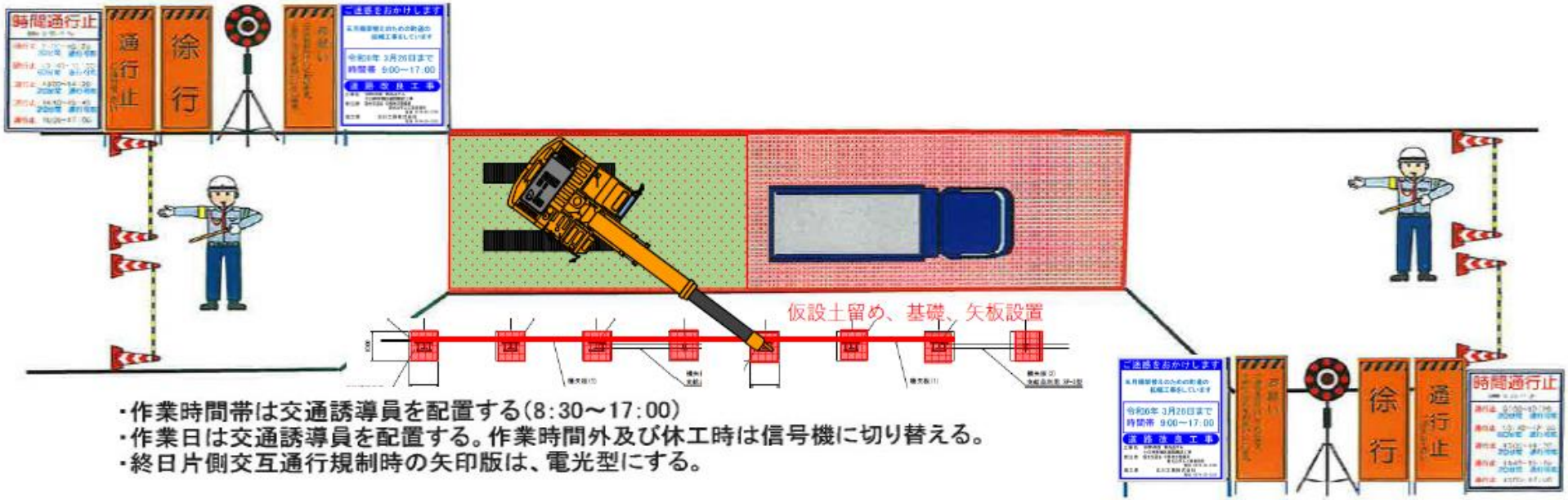
交通規制情報 （町道十日神楽線）

保　安　施　設　配　置　図

時間制限通行止（9:00～17:00）迂回路無し







・作業時間帯は交通誘導員を配置する（8:30～17:00）
・作業日は交通誘導員を配置する。作業時間外及び休工時は信号機に切り替える。
・終日片側交互通行規制時の矢印版は、電光型にする。

交通規制情報

【五月橋架替えのための県道大西瑞浪線を整備する工事】
規制場所：県道大西瑞浪線及び五月橋
規制内容：全面通行止　当面の間

交通規制概要

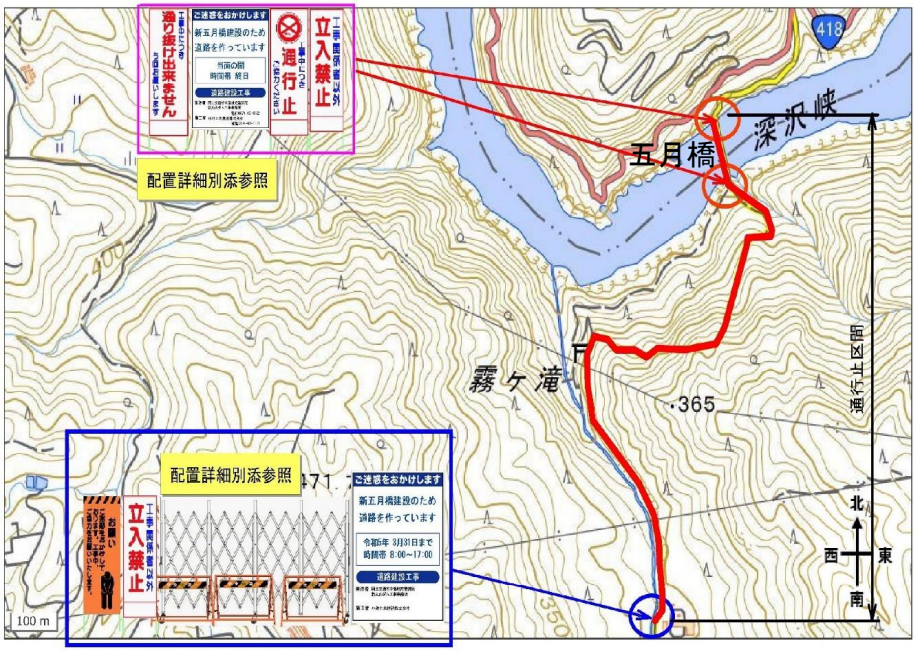


※県道大西瑞浪線、新五月橋の建設により現五月橋～現県道の接続が無くなります。
工事の安全確保のため五月橋の通行止め規制を行います。

施工規制図







※県道大西瑞浪線(南側：旧衛生センター跡付近)は、キャスターゲートで封鎖され、一般車両及び歩行者の通行が出来ません。
また、現五月橋の日吉側及び八百津側はフェンスで封鎖されているため歩行者の通行が出来ません。



交通規制情報

・令和5年度　新丸山ダム貯水池伐採工事

・令和5年度　新丸山ダム貯水池中流部伐採工事

伐採木の積込、引き上げ作業の際、通行規制を行います。

・規制区間：下図の赤丸付近

・規制期間：１０月中旬から１２月末

・規制時間：平日(8:00～17:00)作業中一時通行止め



情報共有

・無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行について

丸山ダムの堤体や貯水池、その周辺では工事や作業が多く、ダム見学も開催しております。

事故の発生防止や、他の無人航空機の飛行との飛行ルート調整、コントローラ等の回線の混線を避けることを目的とし下記について遵守願います。

〇丸山ダム堤体や堤体付近貯水池の周辺で無人航空機の飛行をされる方は、予め丸山ダム管理支所へご連絡ください。

丸山ダム管理支所　TEL：0574－43－1108
（平日8：30～17：00（土日祝日を除く））

〇丸山ダム堤体や堤体付近貯水池の周辺で無人航空機の飛行をされる方は、以下にご注意ください。

・航空法等の関係諸規定を遵守する
・発電設備や工事現場の上空飛行や撮影をしない
・一般の方の立入禁止区域に立入をしない
・地元の方や他の来訪者の方とのトラブルが生じないよう気をつける
・無人航空機の落下等により他者(ダム関係施設を含む)への損害が生じた場合、損害賠償を請求をされることがある
・丸山ダム管理支所は無人航空機の飛行に関する一切の責を負わず、事故機回収等の便宜供与も行わない